

令和8年度

# 一般財団法人 南部振興会

## 育英奨学生 募集要項

### 1. 応募資格

奨学金の貸与を受けることができる者は、引きつづき1年以上南部に住所（学業のための住所変更は問わない。）を有し、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学（学位を取得できる大学院、省庁大学校及び短期大学を含む。）及び高等専門学校（後期中等教育段階を包含する5年制（商船に関する学科は5年6か月の高等教育機関に限る。））に在学している者のうち学業、人物、ともに優秀でありかつ健康であって経済上の支障で学業を続けることが困難と認められる者（他の奨学金の貸与を受ける者を除く。）とする。

### 2. 募集人数

募集定員 5名

### 3. 奨学金の貸与月額及び貸与期間

- (1) 貸与月額：(県内40,000円、県外50,000円※通信制大学は県内とする)
- (2) 貸与期間：奨学生に採用した時から、その者の学校の最短修業年限の終期まで。

### 4. 奨学金の償還

- (1) 儻還開始：貸与期間が終了した月の翌月から起算して6か月を経過した後から開始する。
- (2) 儻還方法：貸与を受けた全額を10年以内に割賦にて、指定金融機関の預金口座から自動振替又は口座振込により無利息で償還する。

### 5. 儻還金の免除（免除申請書の提出が必要）

奨学金の貸与を受けた者が、卒業後1年以内（特別の事情がある場合は、2年内）に推薦市町村内に就職と住所を有し、5年を経過した時は、申請により償還金の2分の1に相当する額の償還を免除する。

## 6. 申込方法

本奨学金の貸与を受けようとする者は、住所を有する市町村を経由して所定の手続きをして下さい。なお、独立行政法人日本学生支援機構、地方公共団体若しくは民間育英団体等から奨学金の貸与を受けていない者又は母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金の貸与を受けていない者に限ります。

## 7. 提出書類

- (1) 南部振興会奨学生願書(様式第1号)
- (2) 市町村長の推薦書(様式第2号)
- (3) 学校長の人物考定書(様式第3号)
- (4) 所得調書(様式第4号) **\*世帯(納税義務者)全員分**  
ただし、市町村が発行する所得課税証明書の提出でも可
- (5) 在学証明書(令和8年4月1日以降に在籍する学校のもの)
- (6) 戸籍抄本(申請者本人のもの)
- (7) 住民票謄本 **\*本籍と現住所、両方の記載があること(マイナンバーは不要)**
- (8) その他理事長の指示する書類 **\*前学年の学業成績証明書**

## 8. 提出期限

お住まいの南部各市町村(総務課・教育委員会)受付窓口まで、お問い合わせ下さい。

---

### 【問い合わせ先】

一般財団法人南部振興会  
〒900-0029 那覇市旭町116番地37(自治会館6階)  
TEL(098)963-8213 FAX(098)860-6020  
URL:<https://www.okinawa-nanbu.jp/shinkoukai/service/ikuei>